

令和2年4月17日

保護者の皆様 へ

門川町教育委員会

新型コロナウイルスの感染拡大に対応する「緊急事態宣言」対象地域が全都道府県に拡大されたことに伴う学校の今後の対応について【No.2】

長期にわたる感染拡大防止対策へのご理解・ご協力に心より感謝申し上げます。

さて、標記の件について、学校から児童生徒に今後の対応についての文書を持ち帰らせてたところですが、その後、県の対策本部会議が開かれ、県の方針が示されました。

本町においては、県教育委員会からの通知や近隣市町村教育委員会の動向を参考にしながら、町校長会とも協議を重ね、児童生徒の生命・安全の確保を最優先に考え、来週以降の登校について下記のとおり対応することにしました。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 4月20日(月)の授業について

- 4月20日(月)は通常どおり授業を行います。【給食あります】

2 4月21日(火)の授業について

- 4月21日(火)は午前中授業とします。【給食あります】

3 4月22日(水)～5月6日(水)の期間を「臨時休業」とします

- 臨時休業期間中も毎朝の検温等を行い、3密(密閉・密集・密接)を避けるようにしてください。この期間は、中学校の部活動も中止とします。

4 5月1日(金)は「登校日」にします【給食なし】

- 短時間で健康面や学習面(宿題等)の確認を行い、午前11時前後には下校させます。

5 学校での児童預かりについて

- 今回の臨時休業期間中も、春休み期間までと同様に「学校での預かり」を行います。対象は、放課後児童クラブに通っていない小学1～3年生児童で、どうしても家庭で子ども一人になる児童です。希望する場合には、申込みをする必要がありますので、各小学校の教頭または教育委員会教育総務課(63-1140)までご連絡ください。

6 ご家庭での生活について

- 今回の宣言は、ゴールデンウィーク期間の行き来を最小化するという目的もあるため、旅行・帰省等を含めて不要・不急の外出は控えるようお願いいたします。

特に、次の2点については、学校再開後の児童生徒の命を守るため、また我が子を感じ染源としないためにもとても重要なことであるため、ご協力をお願いします。

- 1) 臨時休業期間中に、児童生徒本人や同居している家族等が県外(7都府県)へ出かけた場合には、帰県後2週間は登校を控えるようお願いいたします。
- 2) 臨時休業期間中に、児童生徒宅に県外(7都府県)から家族や親族等が帰省し、濃厚な接触があった場合にも、接触初日から2週間は登校を控えるようお願いいたします。

※ 上記のような理由で登校を控えた場合には、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。

- 登校日や学校再開時にも、検温等の健康チェックを確実に行ったうえで登校するようにお願いいたします。発熱や風邪の症状等がある場合には、登校を控えるようにお願いいたします。この場合にも「出席停止」扱いとします。